

第4章

熊本市成年後見制度利用促進計画

1 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市の第8次総合計画では、「だれもが生きがいをもち、お互いを支え合える社会の実現」を掲げ、年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが生きがいと尊厳を持って暮らし、お互いがつながり支え合うまちづくりを目指しています。

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力に課題を抱える方は増加傾向にあり、住み慣れた地域で生きがいと尊厳を持って暮らすためには、成年後見制度の利用が必要な方に対して、適切に結びつくようにすることがますます重要となっています。

そこで、本市においては、本計画を策定し、成年後見制度の利用の促進を図っていくものです。

2. 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力に課題を抱える方の権利を守り、財産管理や生活・療養に必要な手続きなどを支援する、本人が地域で生活する上で重要な手段の一つです。

しかし、制度の利用者数は認知機能の低下が見られる高齢者数や療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数と比較して少ない状況です。このようなことから、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、本市においては令和2年に「熊本市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用促進のための取組や地域連携ネットワーク体制の整備を進めてきました。

このような中、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度

利用促進基本計画」では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える役割を果たしており、その推進をうたっています。

そこで本市においても、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体による権利擁護支援の地域連携ネットワークのより一層の充実など成年後見制度の利用促進の取組をさらに進めるため、「第2次熊本市成年後見制度利用促進計画」を策定するものです。

なお、権利擁護支援（成年後見制度を含めた総合的な支援）は、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤であり、その目的は第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「だれもが自分らしくずっとつながり支え合える地域づくり」と方向性を同じくすることから、両計画を一体的に策定します。

※計画期間：令和7年度（2025年度）から令和13年度（2031年度）7年間

・熊本市第8次総合計画の計画年度と整合を図ります。

・総合計画の中間見直しとともに、社会状況の変化や関係法令の改正など必要に応じて、柔軟に見直しを行います。

2 計画に係る現状と課題

1. 熊本市・熊本県・全国における成年後見制度の利用状況等

(1) 認知機能の低下がみられる高齢者数の推移

※熊本市

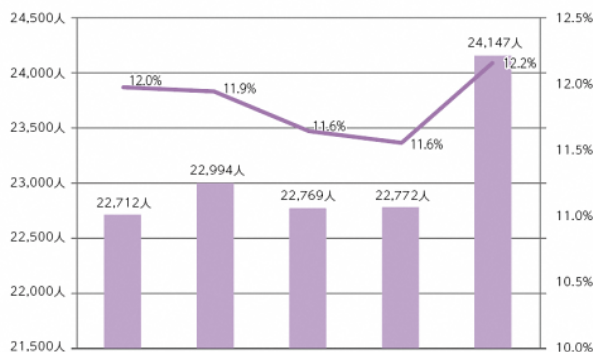
○認知機能の低下がみられる高齢者は増加傾向にあり、少なくとも高齢者の約12.2%以上を占めると推察される。

○国の資料を参考に熊本市の認知症高齢者数を推計すると、令和2年

度(2020年度)の約3.3万人から令和22年(2040年)には約5万人から6万人に増加すると見込まれている。

- 要介護認定、または認知症の診断を受けていない認知症高齢者も少なからずいるため、このグラフにある数字以上に認知症高齢者は増加傾向にある。
- 認知機能の低下がみられる高齢者数と比較して、成年後見制度等の利用者は少なく、必要な方に必要な制度が活用されていない可能性がある。

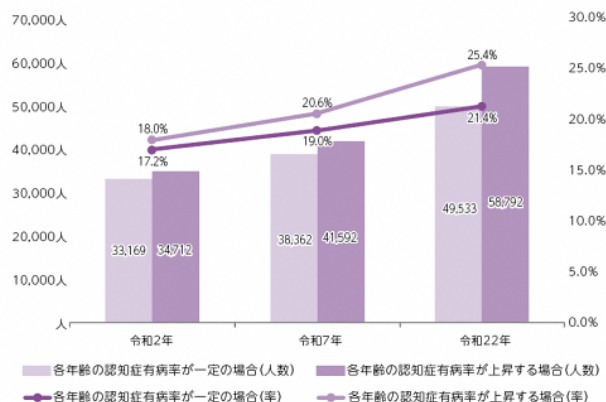
認知機能の低下がみられる高齢者数と高齢者に対する割合



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
■ 成年後見	1,026(73.7%)	1,059(72.7%)	1,096(72.3%)	1,114(71.9%)	1,088(70.5%)
■ 保佐	270(19.4%)	289(19.9%)	302(19.8%)	316(20.4%)	334(21.6%)
■ 補助	84(6.0%)	92(6.3%)	100(6.6%)	99(6.4%)	105(6.8%)
■ 任意後見	13(0.9%)	16(1.1%)	18(1.2%)	20(1.3%)	17(1.1%)

出典：介護保険データベースより作成

熊本市の65歳以上の認知症患者数と有病率の将来推計



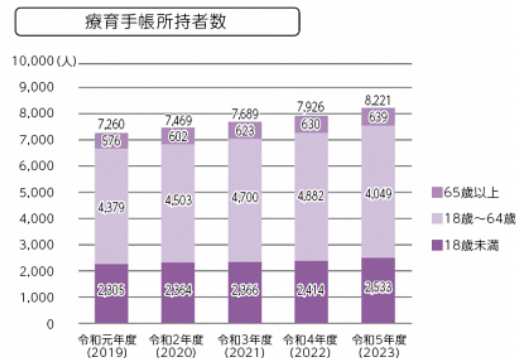
出典：内閣府作成資料に基づき独自作成。(上記「熊本市の認知症患者数」には、要介護認定を受けていない方が含まれないため、「認知症患者数」とは大きく異なる。)

(注)認知機能の低下がみられる高齢者は、要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa(※1)」に該当する者。要介護認定の新規申請者の一部及び更新・変更申請者の一部(更新・変更時点で従前より状態が重度化し新たに該当するようになった者)の人数であるが、令和2年2月から令和5年3月まで、新型コロナウイルス感染症に伴う要介護認定の特例措置により、更新申請については基本的に有効期間を延長する措置をとったため、この期間において更新申請に伴う「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa」の新たな該当者数が著しく減少し、認知症高齢者数も減少したものと推察される。

(※1)家庭外で、買い物や金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つなどの状態がみられるが、誰かが注意していれば自立できる状態。

(2)年齢階層別 障害者手帳(療育・精神)所持者数の推移 ※熊本市

- 令和5年度(2023年度)の療育手帳所持者数は、令和元年度(2019年度)と比較して約1,000人増加しており、約13%伸びている。特に、中・軽度(B1・B2)の手帳所持者の増加が顕著である。
- 令和5年度(2023年度)の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度(2019年度)と比較して約2,300人増加しており、約24%伸びている。特に、2級の手帳所持者の増加が顕著である。
- 今後も、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加していくものと考えられる。

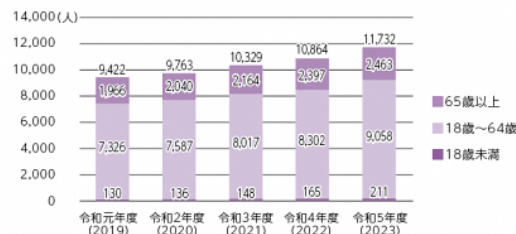


等級別の療育手帳所持者数(人)

等級	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A1・A2	2,533	2,581	2,621	2,654	2,697
B1・B2	4,727	4,888	5,068	5,272	5,524
計	7,260	7,469	7,689	7,926	8,221

出典:熊本市調べ

精神障害者保健福祉手帳所持者数



等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

等級	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	1,130	1,105	1,134	1,113	1,061
2級	6,505	6,680	7,008	7,395	7,940
3級	1,787	1,978	2,187	2,356	2,731
計	9,422	9,763	10,329	10,864	11,732

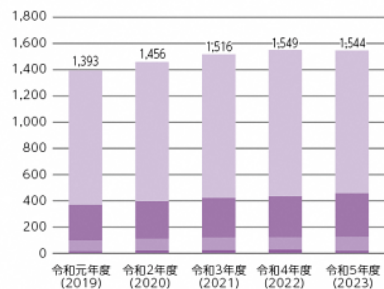
出典:熊本市調べ

(3)成年後見制度の利用者数の推移

※熊本市全体

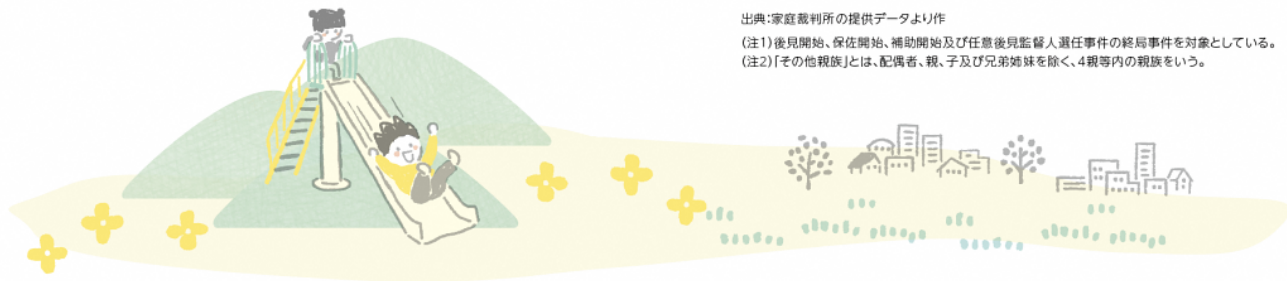
- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和5年(2023年)12月末時点の利用者数については、成年後見の割合が70.5%、保佐の割合が21.6%、補助の割合が6.8%、任意後見の割合が1.1%である。
- 認知機能の低下がみられる高齢者数(1)や知的・精神障がい者数(2)の増加の伸びと比較して、成年後見制度の利用者数は増加の伸びが追いついておらず、十分に制度が活用されていない可能性がある。

(各年12月末日現在)【熊本市】



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
成年後見	1,026(73.7%)	1,059(72.7%)	1,096(72.3%)	1,114(71.9%)	1,088(70.5%)
保佐	270(19.4%)	289(19.9%)	302(19.8%)	316(20.4%)	334(21.6%)
補助	84(6.0%)	92(6.3%)	100(6.6%)	99(6.4%)	105(6.8%)
任意後見	13(0.9%)	16(1.1%)	18(1.2%)	20(1.3%)	17(1.1%)

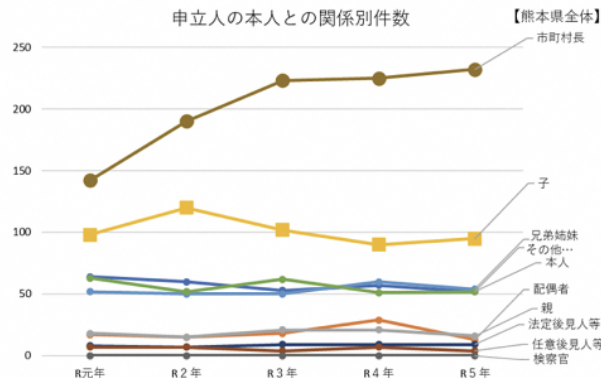
出典:家庭裁判所の提供データより作成



(4)申立人の本人との関係別件数

※熊本県全体

○申立人については、市町村長が最も多く、次いで本人の子であり、親族や成年後見人等による。



出典:家庭裁判所の提供データより作

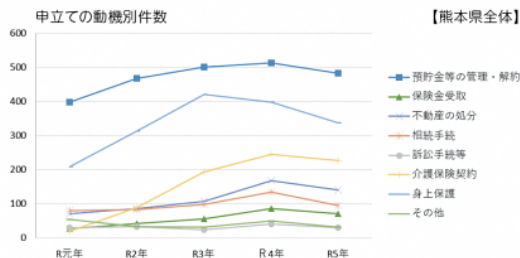
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、4親等内の親族をいう。

(5)申立ての動機別件数

※熊本県全体

○主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上保護、介護保険契約と続いている。

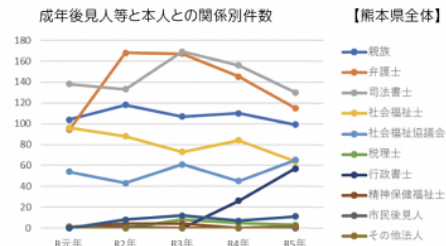


出典:家庭裁判所の提供データより作

(6)新規受理件数における成年後見人等と本人との関係別件数

※熊本県全体

○成年後見人等と本人との関係については、司法書士が最も多く、次いで弁護士、親族の順に多いが、令和3年(2021年)より行政書士の件数が増加している。



出典:家庭裁判所の提供データより作

(7)市民後見人養成への取組状況

※熊本市

①市民後見人養成講座修了者

○10日間の研修カリキュラムで、基礎研修及び実践研修(成年後見制度の基礎、成年後見の実務、高齢者施策・介護保険制度等)を行っている(市社会福祉協議会に委託して実施)。

○平成25年度(2013年度)より開始し、これまで97人が受講

※平成28、29年度は熊本地震により中止

※令和元年度はフォローアップ研修のみ開催

※令和2年度はコロナの影響により中止

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
修了者数			16	10	5

②市民後見人フォローアップ研修受講者

○①市民後見人養成講座の修了者に対し、さらに実践的な知識や技術を習得するための研修を行っている(市社会福祉協議会に委託して実施)。

○平成26年度(2014年度)より開始し、延べ212人が受講

※令和2年度はDVDの視聴による方式で開催

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
修了者数	25	36	10	32	35

③市民後見人バンク登録者

○①市民後見人養成講座を修了し、市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の地域生活支援員として登録され1年以上の活動を経験し、かつ、②市民後見人フォローアップ研修を受講している方のうち、希望者を市民後見人バンクに登録している(市社会福祉協議会の事業として実施)。

○令和6年(2024年)3月末現在、登録者数は11人

④法人後見協力員

○後見業務の経験を積むため、③市民後見人バンク登録者の中から市社会福祉協議会より選任され、雇用契約を締結し、市社会福祉協議会が受任した成年後見人等業務の一部を担う(市社会福祉協議会の事業として実施)。

○令和6年(2024年)3月末現在、協力員数は9人

※うち市民後見人は5人

(8)成年後見支援センターへの相談内容内訳

令和5年度 成年後見制度に関する相談件数

	問い合わせ	権利保護	制度説明	申立支援	後見人支援 身上保護	財産管理	後見人 候補人	状況調査	今後の 生活設計	任意後見	その他	連絡調整	専門相談	合計
4月	1	2	6	5	0	2	1	9	11	11	6	7	2	63
5月	2	1	3	19	4	0	1	11	19	2	0	20	1	83
6月	8	1	8	6	0	0	0	15	6	0	0	13	0	57
7月	3	0	6	6	1	0	0	7	1	1	1	9	1	36
8月	11	2	14	1	0	0	1	3	0	1	1	19	0	53
9月	5	1	21	3	0	0	0	4	6	2	0	10	0	52
10月	7	1	11	3	0	0	0	7	3	3	0	11	0	46
11月	7	1	8	5	0	0	0	6	8	5	2	12	0	54
12月	3	0	8	6	0	0	0	7	2	4	0	20	0	50
1月	9	0	13	5	0	0	0	11	0	3	0	9	8	58
2月	8	0	14	1	0	0	1	8	8	2	2	29	2	75
3月	2	7	11	5	1	1	0	3	8	1	2	22	1	64
計	66	16	123	65	6	3	4	91	72	35	14	181	15	691

出典:熊本市成年後見支援センター提供データより作成

(9)高齢者支援センターささえりあへの成年後見制度相談件数及び障がい者相談支援センターへの権利擁護に関する相談件数

○高齢者支援センターささえりあ(地域包括支援センター)及び障がい者相談支援センター(基幹相談支援センター)への相談件数は概ね増加傾向にある。

高齢者支援センターささえりあ
相談件数(延べ)



出典:地域包括支援センター提供データより作成

障がい者相談支援センター
相談件数(延べ)



出典:基幹相談支援センター提供データより作成

(10)受任調整会議の開催状況

○成年後見人等のミスマッチを防ぐため、事前に相応しい職種等を協議する。協議結果は家庭裁判所と共有する。

令和6年4月	5月	6月	7月	8月	9月
6件	未実施	1件	2件	1件	未実施

(11)報酬助成の状況

※熊本市

○成年後見人等への報酬助成件数・金額ともに増加傾向にある。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	57	63	110	167	245
助成額(千円)	6,809	7,528	14,771	30,190	45,083

出典:熊本市調べ

※令和3年4月より市長申立て事業に限らず、本人・親族申立ての事業等も報酬助成の対象とすることとしている。

(12) 市長申立て件数の推移

※熊本県全体・熊本市

○県内の市長申立て件数のうち、約5割を熊本市が占めており、令和2年度以降は概ね横ばいである。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
熊本県全体	184	202	221	227	232
熊本市 ()内は県全体のうち熊本市が占める割合	82 (44.6%)	101 (50.0%)	124 (56.1%)	122 (53.8%)	103 (44.4%)

出典:熊本市調べ

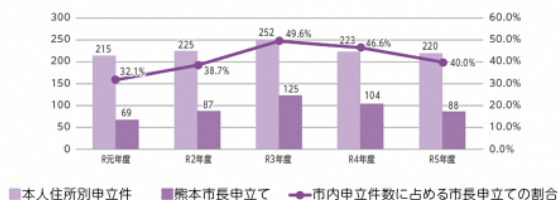
(注)熊本県全体の件数は、成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(厚生労働省)より、抜粋

(13) 申立て件数に占める市長申立て件数の推移

※熊本市

○本市の申立て件数全体に占める市長申立ての割合は、40%を超える水準となっており、全国平均の23.6%を大きく上回っている。

熊本市内の申立て件数と市長申立てが占める割合



出典:家庭裁判所提供データより作成

(注1)各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

(注2)後見人等が選任された事件のみ計上している。

(注3)全国平均の数値については、成年後見事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)より、抜粋

2. 第1次計画の振り返りと課題の整理

▶これまでの取組

(1)成年後見支援センター(相談窓口・市社会福祉協議会へ委託)の設置(令和4年3月)

令和4年度までは職員2名体制のところ、令和5年度より、3名に増員し、センターの機能の充実を図った。(相談件数:令和4年度・280件、令和5年度・691件)

(2)成年後見制度利用促進協議会の設置(令和4年3月)

成年後見制度の利用促進に関すること等を審議する。法律、福祉の専門職で構成

(3)受任調整会議の設置(令和6年4月)

(4)報酬助成の対象拡大

令和3年度より、市長申立てに加え、本人・親族申立てでも対象

成年後見支援センターや成年後見制度利用促進協議会を設置し、相談機能の強化や地域連携ネットワーク体制の整備を図ることができた。

▶課題

今後、認知機能の低下が見られる高齢者の増加に伴い、制度利用者の増加も見込まれることから、後見人の担い手不足の解消に向け市民後見人の育成や法人後見団体の確保のほか、相談機能や地域連携ネットワーク体制のさらなる深化・推進、成年後見制度の周知に取り組む必要があります。

(1)成年後見人等の担い手不足

成年後見人等の約8割は弁護士、司法書士、社会福祉士等の親族以

外の専門職が担っている状況ですが、成年後見制度の利用者が増加する一方で、専門職が受任できる件数にも限度があるため、後見人の担い手が不足しています。そこで、同じ地域に暮らす生活者として、本人と同じ目線で物事を考え、寄り添った支援を可能とする市民後見人のさらなる育成のための取り組みを検討する必要があります。また、法人後見を担うことのできる団体の確保について取り組む必要があります。

(2) 相談機関の育成とスキルの標準化

成年後見支援センター、高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターの役割分担を整理しつつ、各センター職員の育成とスキルの標準化を図りながら、円滑な業務実施のための連携のあり方等について検討が必要です。

(3) 成年後見制度の認知不足

制度利用者の7割が後見類型であり、ひとりで物事を決められなくなってから申立てに至っているケースが多くみられます。本人の権利擁護・意思決定支援の観点から、ひとりで物事を決められなくなる前に制度利用につながるよう、任意後見及び補助・保佐を含めた制度の周知が必要です。



3 取組の方向性

1. 成年後見制度利用促進に向けた取組の推進

(1) 成年後見人等の担い手の確保

「市民後見人」に係る制度等について広く周知するとともに、成年後見人等のサポート体制の充実を図り、市民後見人の育成に取組み、養成期間の短縮に向けて、家庭裁判所や市社会福祉協議会との検討を進めていきます。

また、後見活動を行うことができる法人の確保を図るため、法人後見の担い手となり得る団体に対し、参入意向等の実態把握と、法人後見の活動のための推進を行います。

(2) 相談機能の強化

今後、相談件数の増加が見込まれることから、各区役所における市長申立ての相談体制の拡充を検討するとともに、成年後見支援センターの業務の効率化を図るため、相談結果の記録・集計を行うシステム導入などのDX化を推進します。

また、相談者に寄り添った質の高い相談機能を確保するため、成年後見支援センターと高齢者支援センターささえりあ及び障がい者相談支援センターによる協議の場を設け、それぞれの機能を活かした適切な役割分担を構築します。

さらに、弁護士や司法書士等による専門職相談会の活用やスキルアップの研修会等の実施により、対応力強化を図ります。

(3) 広報・啓発の強化

「市政だより」をはじめとする広報誌への掲載及び一般市民向けリーフレットの改訂・配布、研修会や出前講座の実施に加えて、

終活セミナー等での説明や各種通知等へのリーフレット同封など、広報・啓発の強化に取り組みます。

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の深化・推進

申立ての相談対応について、振り返りや専門職からの助言を行う場を新たに設けるとともに成年後見利用促進協議会において、成年後見支援センターの体制の強化等について検討します。また、支援が必要な高齢者等と接する機会の多い民生委員・児童委員や医療・福祉関係団体等に対し、成年後見制度への理解・普及啓発に努めます。

さらに、市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を含めた総合的な権利擁護施策の充実を図っていきます。

これらの取組を推進していくため、以下の関係団体等が連携し、地域連携ネットワーク体制の深化・推進を図ります。

○権利擁護支援チーム

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や成年後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

○成年後見利用促進協議会(以下「協議会」という。)

成年後見制度の利用促進に関わる専門職団体(以下「専門職団体」という。)や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強

化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けています。

○中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、次のような役割を担います。

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行います。
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行います。

○専門職団体

- 権利擁護支援を必要としている人は、成年後見制度の利用に限らず、権利擁護や意思決定に関し、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合があり、各専門職には、各種場面において、専門分野に応じた役割を発揮することが必要です。
- こうした観点も踏まえ、専門職団体には、地域における協議会等に積極的に参画することや、地域連携ネットワークにおける相談対応や権利擁護支援チームによる支援の活動などにおいて、本人の特性等に合わせながら、専門性を生かした積極的な役割が期待されます。

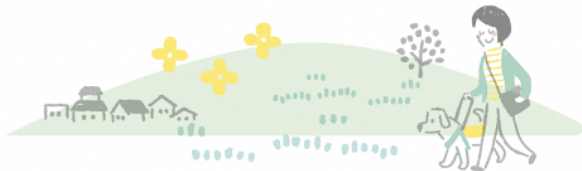
○各種相談支援機関

- 権利擁護支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しいことを踏まえ、各地域での見守りや支え合いの中で、早期に身近な相談窓口につなげたうえで、成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査を行う必要があります。
- こうした観点も踏まえ、介護や障がい、生活困窮、子育てなどの各分野において地域住民等からの相談を受けている相談支援機関には、権利擁護支援に関する課題を含む相談を受けた場合、中核機関や専門職等と連携して、必要な情報の収集や集約、整理を行い、必要な支援につなげることが期待されます。

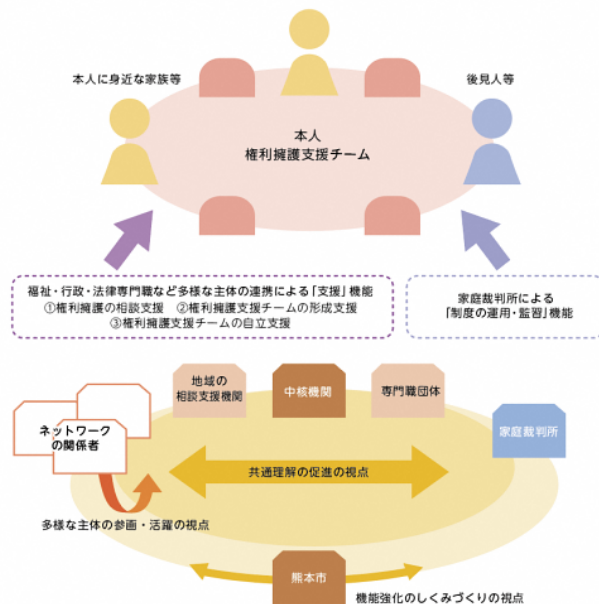
○熊本市

協議会及び中核機関と連携し、相談機関相互の役割分担についての協議の場や担い手確保の懇談会を設けるなどして、地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組みます。

また、権利侵害からの回復支援(虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等)など地域連携ネットワークで行われる支援にも取り組むとともに、市長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画の策定を行います。



～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図～



3. 成果指標

▷指標1 成年後見制度利用者数

実績値:令和5年:年間1,544件⇒目標値:令和13年:年間1,844件

▷指標2 市民後見人の対応ケース数

実績値:令和5年度 5ケース⇒目標値:令和13年度:20ケース